

対話小説★戦後裁判官物語(1)

乗本 太市

プロローグ

本小説は、戦後の裁判所や裁判官の問題点をあぶりだすために、司法の本質である対話と討論を中心に展開される裁判官物語である。その趣旨は、守屋克彦編著『日本国憲法と裁判官——戦後司法の証言とよりよき司法への提言』(日本評論社)中に登載されている拙文「戦後裁判官物語(全一〇巻)の執筆をめぐって」、黒木亮著「法服の王国 小説裁判官(下)」(岩波書店)末尾の拙文「解説 司法の激動期四〇年の裁判官物語」および本誌二九一号掲載の「二〇一五年安保関連法強行採決事件・私の意見(八)」に記載のとおりである。

要するに、最近の司法も学会も反知性主義の弊害に満ちており、思い込みとイデオロギー過剰で、対話と議論が欠けている。その活性化のために、本小説を書き始めるということである。法廷や調停はいわば対話フォーラムである。対話小説の先駆けとなればと思う。

筆者名の「乗本」(のりもと)は郷里の地名である。愛知県東三河の新城市内旧鳳来町立長篠中学校時代の恩師林正雄先生の命名である。乗は憲・法・典に、本は本願・本質・本源に通じる。

(筆者・梶村太市記)

第一編 家事事件裁判官編

第一章 面会交流紛争事件(1)

本編本章は、地球によく似たある惑星で、日本によく似たある国での物語である。土地柄や歴史はもちろん、司法も、そこで働いている裁判官や弁護士も、調停委員も、よく似ている。そのほか、学界も、マスコミ界、政界もそっくりだ。

よく似てはいるが、もとより別の惑星の物語である。日本と同じ名前や言葉が出てきても、それはすべてフィクションにすぎない。

この章における登場人物は多岐にわたる。中心的な当事者は、ある家庭裁判所で行われた父親から子どもとの面会を求める調停の相手方である原告の母親と、調停を担当した共同被告の裁判官・調停委員二名・調査官である。

本件は、子どもを無理に会わせた調停運営などの違法を理由に損害賠償請求訴訟を提起したものである。ここでは、法廷の一場面から始まり、違法性が問われた父子の面会交流調停の当初にさかのぼって、その経過を振り返り、さらに法廷の場面に舞い戻って、対話・討論が華々しく展開される。

る。登場人物一覧表で明らかのように、学界・マスコミ界・政界も巻き込む対話・裁判ドラマである。通常の小説の展開とはかなり異なる。

《本登場人物一覧》

- 鹿野聡子 原告本人和也母・調停相手方
- 中川輝彦 原告代理人弁護士
- 鹿野次郎 和也父・面会調停申立人
- 坂本剛志 次郎代理人弁護士
- 鹿野和也 次郎聡子長男(調停時七歳)
- 藤本 優 被告裁判官・調停主任
- 高橋智雄 被告調停委員
- 広川知佳 被告調停委員
- 明石浩司 被告調査官
- 豊田公男 被告国指定代理人訟務検事
- 松井秀樹 本件訴訟裁判長
- 田端 武 英米家族法学者
- 伊藤恭子 大陸家族法学者
- 里村理恵 臨床心理学者
- 山口光弘 民事訴訟法学者
- 太田嘉子 毎朝新聞記者
- 工藤敏夫 政経新聞記者
- 菊池洋介 市民党国会議員
- 高田信子 国民党国会議員

物語は、最近のある地方裁判所の合議法廷の場面からはじまる。既に終わっている面会交流調停の運営の仕方の是非を問う民事訴訟裁判の場である。

一 法廷での被告裁判官との問答

原告母親の代理人弁護士中川の主導で対して、証言台に立った被告の裁判官藤本は答えた。一年前の裁判官等の調停運営や強制執行の責任をめぐって、双方の問答が続く。中川が子ども和也の意向に沿わない調停を成立させたり強制執行を命ずるのは違法ではないかと指摘するのに対して、監護者の母親側がその問題点について主張立証していない以上、面会交流は認めるべきであるとして、一歩も譲らない。

そこで、中川が尋ねた。
「調停のときも問題になりましたが、結局、裁判官のお考えは、最近はやりの面会交流原則の実施論や共同監護必要論に基づくものですね」

「それはそうです。それぞれの家庭裁判所の裁判官全員が協議して、それが子どもの最善の利益になると決めたのですから」

中川が
「最高裁家庭局のリードによってですね」と確認すると、藤本裁判官は平然と答えた。
「それは当然のことです」

まだ三十歳を少しすぎたばかりの若い裁判官藤本は、父親が母親に対して子どもとの面会を求める調停の主任だった。母親が、父親はしょっちゅう子どもを前母で母親に殴打やひっぱたきの乱暴を働き、それを見て子どもはいつもおびえていると訴えた。

裁判官藤本は、母親の訴えには目もくれないが、そもそも母親は子どもと父を会わせるのが当然の任務であると考えて、そのようなスタンスで調停を進めるように調停委員に指示した。アメリカ留学の経験から自信満々であった。

被告国指定代理人である訟務検事の豊田が、質問に立った。反対尋問である。豊田は裁判官出身だが、家庭裁判所勤務の経験はなかった。訟務検事は、被告となった公務員や国自身のためのいわば弁護士代理人である。検察官出身者もいるが、裁判官(判事)出身者の方が多い。判検交流とよばれる。

豊田指定代理人は、本件で公務員個人を被告に加えているのは極めて不当であるが、その点は今回は問わないとして、以下、端的に調停の中身に入り、豊田と藤本の交互の対話が展開される。

「父親は子どもには手をあげてはいないはずですよ」
「そうなんです。原告側は、暴力・暴力と騒ぎ立っていますが、父親は子どもがかわいから、決して子どもには手を出しませんでした」

「母親に対する暴力だって、通常の夫婦げんかにはありがちな程度のものでしょか」
「母親は顔を殴られたりしたといつても、通常の夫婦げんかの域を出ません」

「診断書の提出はありましたか」
「ありません」
「回数だって、そんなに多くはないでしょ」

「二週間や十日に一回の割合だということでした」

「気が強い母のようですから、その程度のいざこざはよくあることですよ」

「異議あり!!」

原告母親の代理人中川が立ち上がった。

豊田の質問は母親の性格を一方的に非難するもので不当であり、母親は決して気が強い性格ではない、と反論した。隣の原告席に座っている母親の聡子は、意識的に無反応を装った。

豊田は、苦笑いをしながら質問を撤回した。そして続行した。藤本と二人の対話が続く。

「母親の性格はともかくとして、子どもの反対の意向というのは、そんなに強いものではないかという感じがありませんか」

「もう小学校に上がっていますし、自分の好悪の感情はある程度表現できますよね」

「たとえば、子どもはどんなことを言っていましたか」

「三年ほど前に母に連れられて家を出るまでお父さんも一緒に住んでいましたが、そのころにはお父さんとキャッチボールをしたと言っ、懐かしんでいました」

「そうすると、お父さんに対するよいイメージもあるんですね」

「お父さんはお母さんの顔を殴ったりひっぱたりするからいやとも言っていました。したが、男の子ですから、決して心からお

父さんを嫌っているわけではないと思います」

「そうすると、調停の主任裁判官としては、そのように子どもにお父さんと会うニーズがある以上、調停を成立させる必要があると考えたのですか」

国指定代理人豊田は、ここが核心とばかり、念を押した。

「そうです。夫婦としては仲たがいで関係修復はむずかしいとしても、お父さんとお子さんの親子間について別居前の円満な関係を続けたほうがよい、と思ったわけです」

「要するに、母による一方的な子の連れ去りによって破壊された父子関係を再構築するために、直接の面会交流を認める必要があると考えたのですか」

原告代理人の中川が、ぶぜんとした表情で再び質問に立った。再主尋問である。被告裁判官藤本との問答が続く。

「今後とも両親が仲良くして子どものためなら協力できるというような関係ではなく、残念ながら、本件の両親間は、一年有余に及ぶ夫の暴力で今なお葛藤は収まっていますよ」

「いや、夫は子どものためには離婚も反対しますということですから、今では特に葛藤があるというわけではないでしょう」

「夫は暴力をふるったほうですから、そのようにおっしゃるんでしょうけれど、暴力をふるわれた妻のほうはたまったもので

はありませんよ」

「それは否定しません」

「実は、私は代理人弁護士として、妻が夫から暴力を受けて負傷したという医師の診断書をもっているんですよ」

「だったら、それを提出したらいいじゃないですか」

「あなた方はそうおっしゃるけど、家事事件というのは、証拠を出せばいいというものじゃないんですよ」

「そんなことはないでしょう」

「妻は、夫から暴力を受けて負傷したなんてことは子どもに知られたくないから、あえて出していないんですよ」

「でも出さなければわかりませんよ」

「あなたのように、司法研修所の要件事実教育や地裁の民事訴訟あるいは最高裁の事務総局だけの経験を経て、いきなり家庭裁判所の家事事件を担当する裁判官は、しばしばそうおっしゃいますよね」

「それは法律家として当たり前のことじゃないですか」

「妻から暴力の前後の事情をよく聴き、子どもの様子をうかがえば、何も診断書がなくても認定できるんじゃないんですか」

「それはあなたの独自の見解で、多くの法律家はそうは考えないでしょうよ」

「あなたたちは、医師の診断書さえ、子どもが父親の影におびえ精神障害を起こしている」と診断しても、信じようとしませんね」

「一般論ですが、街のかかりつけの医者

したにすぎず、客観性に欠けるものが多いのは確かです」

「そういう言い方をすると、家事事件の当事者は、高い費用を払って正式な鑑定書を求めたり、あるいは著名人に鑑定をお願いせざるを得なくなります」

「それは私のせいではありません」
「ここで言いたいのは、家事事件の事実認定というのは、財産紛争の民事訴訟事件とは異なり、アンビバレントな矛盾した情緒的・利他的感情のつぼの中の判断だから、豊かな経験則が必要となるということです」

「それも否定しません」
「本件でも、何も一人歩きしかねない診断書を提出しなくても、父親の暴力とそれの子どもへの影響については、ちゃんと認定判断してほしいということです」
「ちゃんと認定判断しているつもりです」

一年前に、毎月一回三時間の直接の父子面会を認める調停が成立した。母親は、子どもがぐずずいていて会いたがらないとして、父親からの面会の申し入れを断った。調停を担当した裁判官藤本は、面会させな



ければ毎月五万円を支払えという強制執行(間接強制)を命じた。
「最後になりましたが、肝心なことを伺います」
「ここから、中川と藤本の交互の対話が続く」
「本件は、調停における合意ができて、面会交流の性質上、それが強制執行まで行くんだという認識は、当事者とくに義務者・債務者である原告母親にはなかったんじゃないでしょうか」
「そんなことはありません」
「母親に、もし調停で合意した毎月一回会わせるという義務を履行しなかったときは、強制執行まで行きますよということの説明は、強制執行まで行きますよ」といふことは説明しましたか」
「それはしていませんよ。だって弁護士であるあなたが知っているのだから、それはあなたが母親に教えてあげればよいことです」
「その点は後で議論することとして、少なくとも調停が成立した当時は、まだ面会交流の不履行に対して強制執行の申立てをするなんてことは、ほとんどなかったんじゃないでしょうか」
「数は少ないけれど、あるにはありますよ」
「強制執行の申立てがあっても、諸般の事情があれば、権利の濫用として裁判所は却下することもできるんじゃないでしょうか」
「何を言っているんですか。父親は母親に対して一度ならず暴力を振っているじゃないですか」
「暴力といったって、父親が夫婦げんかのあげく、母親の顔をひっぱたいただけじゃないですか」
「それは立派な暴力です」
「でも、それによって母親が傷害を負ったわけでもない」
「その点は、後で問題が出てくれば証拠を出しますが、今の段階では、母親の証言を信用してください。母親の顔がはれあがったのですよ」
「私たち調停委員は、推測でものを言うてはいけません、当事者の言い分をそのまま認めることもいけない、いつも客観的な裏付けをとるように裁判官から言われているのです」

そう中川が確かめると、藤本は、「そういう事例は稀でしょうね。少なくとも本件は、却下すべき特別の事情はありませんでした」
中川が答えた。
「その点も、われわれの見解とは異なるところですね」
二 数年前の第一回調停期日の場面
調停の進め方が違法だとして訴えられた数年前の面会交流調停における調停室の場面である。
大きな四角い机を囲んで、正面に三つの席がある。真ん中が裁判官席、そこを挟んで両隣が男女一名ずつの調停委員席。こちら側には三つないし四つの席があり、その斜め右側の席に調査官が座る。壁には日本画がかけられ、明るい雰囲気をかもし出している。
裁判官は調停主任だが、多忙な庁では、同時に十件以上の調停を受け持っている。調停のすべてに立ち会うことはできない。調停は主として二名の調停委員によって進められる。調査官は、必要に応じて関係者の調査をするし、立ち会って調停委員の補助をする。
第一回調停期日なので、通常のやり方で、出頭した双方の当事者と代理人あわせて四名を同時に調停室に招き入れた。そして、四名の確認と裁判官・調停委員一名・

調査官の簡単な自己紹介をすませ、裁判官は必要があればいつでも呼んでくださいと言って退席した。
男性の調停委員高橋が、調停手続の概要を説明した。女性の調停委員広川が、当事者双方から事前に提出された書面に基づき双方の主張の確認をした。
それによれば、申立人の父親次郎側は、何としても子どもと直接会いたいというのに対し、相手方の母親聡子側は、子どもが嫌がっているから直接会わせるのは同意しない、というものだった。
調停委員は、まず申立人側から事情を聴くとして、相手方側は控室で待たせた。双方が同席で話し合いをする例(同席調停)も増えているが、ここでは従来のやり方である交互に調停室に招き入れて別席で行う方法(別席調停)がとられた。
申立人の次郎に対して、男性の調停委員高橋が口火をきつた。若干の意見と事情を聴いた後、確認した。
「どうしても直接会わなければだめなのですか」
「手紙や贈り物などの間接的な方法は、子どもに会った気がしませんから、よろしく願います」
横から坂本弁護士が発言した。
「本件の場合、直接の面会を禁止・制限すべき特段の事由はないですから、当然直接顔を会わせる面会が認められてしかるべきです」

女性の調停委員広川が答えた。

「そういうことであれば、今度は相手方の母親の聡子さんに替わってもらいましょう」

父親側の申立ての趣旨と理由は明らかだとして、すぐ母親側の番となった。
調停委員が、相手方控室にいる母親とその代理人弁護士を迎えに行った。申立人の父親側とは控室が逆の方向に位置している。顔を合わせる機会がないように配慮されている。相手方の母親と代理人がこちら側の当事者席に座った。女性の調停委員広川が尋ねた。

「次郎さんは、前回と同じように、自分の子どもなんだから、どうしても子どもと面と向かって会いたいと言っています。どうしますか」
「父親の気持ちはわからないではありませんが、どうしてもパパの顔を見るのが怖いと言つて、父親と会うことをどうしても承知しません」
と聡子が答えた。
代理人中川が言葉を添えた。

「私も子どもの意向を確かめましたが、頑として聞き入れませんので、直接面会の方法は無理ですね」
調停委員広川は、続けた。
「でも、お父さんは実の父親ですから、会わせないわけにはいきませんよ」
男性の調停委員高橋が続けた。

「本件の場合には、父親の側には、面会を拒絶されてしかるべきであるような特段の事由はありませんから、もうぜひ相手方母親聡子の代理人中川が、もうぜひと反発した。
「何を言っているんですか。父親は母親に対して一度ならず暴力を振っているじゃないですか」
「暴力といったって、父親が夫婦げんかのあげく、母親の顔をひっぱたいただけじゃないですか」
「それは立派な暴力です」
「でも、それによって母親が傷害を負ったわけでもない」
「その点は、後で問題が出てくれば証拠を出しますが、今の段階では、母親の証言を信用してください。母親の顔がはれあがったのですよ」
「私たち調停委員は、推測でものを言うてはいけません、当事者の言い分をそのまま認めることもいけない、いつも客観的な裏付けをとるように裁判官から言われているのです」

女性調停委員広川が続けた。
「母親は、面会交流を認めたくないときには、よくDVを主張しますので、客観的証拠があるなしで判断せざるを得ません」
「裁判所がそういう指導をしているとは思いたくありませんが、判断が迷うときは、それこそ裁判官や調査官と相談すべきです」

「相談はしています。最高裁家庭局から来られた若い優秀な裁判官だそうですが、裁判官も本件の母親の暴力の被害の訴えは、子どもと会わせないと口実かもしれない、とおっしゃっておられました」
「最近の調停委員は、当事者に対するものの言い方もわからないんですか。裁判官がおっしゃっておられたというのは、調停委員会の身内同士で言われるのは勝手ですが、当事者に対するものの言い方としては失礼です。当事者と調停委員会ひいては裁判官とは、調停機関と当事者の関係に過ぎず、上下関係はありません。当事者との間ではあくまで対等の関係です」
「じゃあ、何といえよよろしいんですか」
「裁判官が言われていた、でいいと思います。世間では、むしろ身内のことをいいます。じゃあ、裁判官は言っていた、でもいいんですか」
「いいと思いますよ。それで文句を言うような裁判官は軽蔑の対象となるだけです」
「そういうわけにもいかないでしょうけど、とにかく父親が暴力をはたらいたという主張は、私たち調停委員会はあまり重視していません」
「それは問題ですね。子どもは、父親が暴力をふるう様子を何度も目撃しながら育ってきたのですよ」

「ですから、目撃だけで、子どもは殴られていないし、ひっぱたかれてもいません」
「ここまで聞いていた母親は、目に涙を浮かべながら一気にしゃべりだした。
「子どもの見ている前で、私は何度も殴られたりひっぱたかれたりしているのですよ。母親が父親から殴られてけがを負った、というような記憶を子どもには持たせたくないの、傷害を負ったという診断書のことには子どもには話していません。これからは子どもには話していません」。
全員が沈黙した。
聡子が続けた。
「調停委員の先生は、子どもに暴力を振るいさえないければ問題はないとおっしゃるんですか。子どもが父親の母親に対する暴力におびえていても、子どもを父親に会わせるべきだと言われているのですか。子どもが会いたくないと言っているのに、どうして会わせなければならぬのですか」
本件では、子どもが、その意向に反する父子面会の実施によって、心的外傷後ストレス障害(PTSD)等を引き起こし、通院治療を余儀なくされ、子どもに後遺症が残った。
担当裁判官の強力なリダーシップによって実施された調停運営の実情が、今回の調停期日から徐々に明らかにされる。